

動物用医療機器営業所廃止（休止・再開）届出書

年 月 日

秋田県知事

住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 40 条第 1 項（第 2 項）において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により動物用医療機器営業所の廃止（休止・再開）を下記のとおり届け出ます。

記

- 1 業務を廃止（休止・廃止）した営業所の名称及び所在地
名称：
所在地：
- 2 業務の廃止、休止又は再開の区分、年月日及びその理由
区分：
年月日： 年 月 日
理由：
- 3 参考事項
担当者氏名
連絡先

<届出上の留意点>

動物用高度管理医療機器の販売等を行う営業所の廃止・休止・再開届出について

営業所を廃止、休止又は再開した場合には、30日以内に届出しなければなりません。

I 営業所を廃止する場合

1 動物用医療機器営業所廃止(休止・再開)届出書

届出書に記載する許可年月日は、動物用高度医療機器等販売・貸与業許可証に記載されている許可の有効期間の開始年月日を記載してください。

2 動物用高度医療機器等販売・貸与業許可証

許可証を届出書に添付して返納してください。

II 営業所を休止又は再開する場合

動物用医療機器営業所廃止(休止・再開)届出書

III その他

1 届出書を正式に提出する前に、届出書(案)をFAXやメール等によりご送付頂ければ、内容の事前確認と記載事項の修正すべき点について、ご連絡します。

2 お問い合わせ・届出書提出先

秋田県北部家畜保健衛生所 hokubukaho@pref.akita.lg.jp

〒018-3454 北秋田市脇神字高村岱92

TEL 0186-62-2715 Fax 0186-62-0146

秋田県中央家畜保健衛生所 Chuokaho@pref.akita.lg.jp

〒011-0904 秋田市寺内蛭根1丁目15-5

TEL 018-864-0401 Fax 018-862-7132

秋田県南部家畜保健衛生所 nan-kaho@pref.akita.lg.jp

〒014-0011 大仙市富士見町6-55

TEL 0187-62-5354 Fax 0187-66-1849

ご不明な点については、当該営業所の住所地を所管する家畜保健衛生所の担当者へ、気兼ねなくご相談ください。